新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

制 定:令和2年11月1日

公益財団法人河内長野市文化振興財団

1. はじめに

河内長野市立文化会館 (以下、「ラブリーホール」という。)及び河内長野市立市民交流センター (以下、「キックス」という。)のご利用において、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より催物の開催制限等について、人数上限及び収容率等の緩和が示されたこと及び第27回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議による「イエローステージ(警戒)の対応方針に基づく要請」を受け、令和2年11月30日までの期間、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版(令和2年9月18日)公益社団法人全国公立文化施設協会」を遵守のうえ、以下のとおりご利用のお客様及び施設管理者ともに対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

「大きな声や強い呼気を発する活動に関する指針(令和2年7月1日)」については改定 し、本ガイドラインに統合するものとします。

また、今後の感染の動向や新たな知見等に伴い、本ガイドラインは必要に応じて見直しを 行います。

2. 感染防止の基本的考え方

「3つの密(密接・密集・密接)」を避ける

新型コロナウイルスによる感染拡大を防止するには、施設の特性及び利用形態に応じ、一面的な対策ではなく多面的に考察した最適な方法により、**①密閉空間**(換気の悪い密閉した空間)**②密集場所**(多くの人が密集している)**③密接場面**(近距離での会話や発声がおこなわれる)という三つの条件(いわゆる「三つの密」)の発生を極力避けることが重要です。また、劇場・音楽堂等の施設において催事を開催することは「多くの人が集う」・「屋内施設」であり、感染のリスクが存在することを施設管理者のみではなく公演主催者及びご利用のお客様にも十分に認識していただき、相互協力のもと感染の回避に取り組むことが重要です。

- 3. 来館されるすべての方々へのお願い(基本的な感染予防策)
 - ① 平熱に比べて高い発熱がある場合、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐、他の症状のあり体調の優れない方、PCR検査で陽性をされた者との濃厚接触がある方、過去2週間以内に入国制限、入国後の経過観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある方は来館をお控えください。
 - ② 来館される方は全員マスクを着用してください。また、施設内での大声での会話は 避け咳エチケットを励行してください。
 - ③ 施設入り口にアルコール消毒液を常備しています。入館時に必ず手指の消毒を行ってください。また、施設内での手洗いを徹底してください。

- ④ 施設内では適切に相互の距離(なるべく2m (最低1m))を保つよう努めてください。
- ⑤ 施設内は空調機器を用いた外気を取り入れた換気を行っていますが、各施設で窓 や扉の開放等、可能な範囲で換気に努めてください。
- ⑥ 飛沫の飛び交う環境での飲食は控えてください。
- ⑦ 来館される方は、「大阪コロナ追跡システム」や厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の登録を行うか、「入館者カード」を記入し、施設管理者まで提出してください。

4. 公演主催者に求める具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じていること及び公演の内容や演出方法等によりその必要性や水準が異なることに鑑み、各公演ジャンルに基づく統括団体等によるガイドラインも参照してください。以下は施設管理者からの要請として掲げるものですが、これにとどまらず施設利用に伴うあらゆる局面で可能な限り感染防止に努め、施設管理者と協議のうえ必要な措置を講じてください。

(1) 事前の調整

公演主催者は、施設に利用申し込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価を踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について施設管理者と協議してください。

- ① 予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な 個々の措置と施設側及び公演主催者側の役割分担を調整してください。
- ② 仕込み・リハーサル・撤去において余裕を持ったスケジュールを設定してください。
- ③ 入場時の混雑及び休憩時のトイレの混雑、退場時の混雑を回避するため余裕を持ったスケジュールを設定してください。
- ④ 入場時の混雑を避け、入場者数を正確に把握するために可能な限り指定席での開催に努め、入場無料の場合でも整理券の配布や事前申し込みとする等、来場者数の調整・管理に努めてください。
- ⑤ 全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談してください。
- ⑥ 会議室や練習場等は大声での発声が伴わない利用については、会場の換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで、定員までの利用としてください。一方で条件が担保されない場合は定員を制限してください。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けてください。
- ⑦ 公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、 必要に応じて設置者も交えて確認をしてください。

(2) 客席の配席(収容率) 別表1参照

- ① 来場者の配席については、入場時の混雑を避け、入場者数を正確に把握するために可能な限り指定席での開催に努め、入場無料の場合でも整理券の配布や事前申し込みとする等、主催者側で客席状況を管理調整できるようにしてください。
- ② 客席の最前列席は舞台前から十分な距離をとることとし、最低でも水平距離で 2m以上設けてください。それが困難な場合にはフェイスシールドの着用等距 離を置くことと同等の効果を有する措置を講じてください。
- ③ 地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じたうえで、上記の客席最前列と舞台前の距離を確保したうえで、従来の入場制限を緩和し収容定員までの配席数(収容率100%以内)とすることが可能です。
- ④ 上記以外の公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び主催者による 個別注意等必要な感染防止策を総合的に講じたうえで、原則として収容率を 5 0%以内としてください。(異なるグループ間では座席を 1 席(立席の場合は 1 m)空けますが、親子等の同一グループ(5人以内)では座席間隔を設けなくと もよい。すなわち収容率は 5 0%を超える場合がありえる。)別紙(ソーシャル ディスタンスに配慮した座席配置図)を参考としてください。)
- ⑤ 高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した 場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- ⑥ 催事の内容、演出、舞台構成によりさらに制限が必要となる場合がありますので、 施設管理者までご相談ください。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ① 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとる(同等の効果を有する措置を講じる)等、可能な限り感染防止に努めるようにしてください。
- ② 公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用(同等の効果を有する措置を講じる)を原則とし、公演前後の手指消毒及び咳エチケットを徹底してください。
- ③ 楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数の触れやすい場所の消毒を定期的に行い、 必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ④ また、楽屋は密にならないように定員を調整するとともに換気を励行ください。
- ⑤ ケータリングにおいては、使い捨ての紙食器を使用する等、十分な感染防止対策 を講じてください。
- ⑥ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ① 来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分に周知 し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止 できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じてください。
- ② 来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。(非接触体温計の貸し出しを行っております。数に限りがあります。)
- ③ 入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行う ことにより、十分な距離(最低1m)の間隔を保持してください。
- ④ 出演者への面会や楽屋口での出入待ちは控えるように注意喚起してください。
- ⑤ チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合等必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ⑥ 配慮が求められる来場者、障がい者や高齢者等については事前に対応策を検討 してください。
- ⑦ 交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止について注意喚起して ください。

(5) 会場内での感染防止策

I. 接触感染防止策

- ① 公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- ② 公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- ③ 物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化(来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する)等を検討してください。
- ④ チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避けてください。また、避けられない場合には手袋の着用を徹底してください。
- ⑤ 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知してください。
- ⑥ プレゼントや差し入れ等は控えてください。
- ⑦ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限してください。
- ⑧ 来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定(来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限)してください。

II. 飛沫感染防止策

公演の内容等によりますが、原則的には来場者は公演中、一方向を向き会話等が想定されないことから、公演中もマスク着用を徹底することにより、一定の感染抑制が可能となります。加えて休憩時間や入退場時に密集が発生しないように対策を講じてください。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行ってください。

【公演関係者(特に出演者) ⇔来場者間の感染防止策】

- ① 感染リスクが高まるような演出(声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は控えてください。
- ② 来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔(最低 1m)を取るとともに、マスク 着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。
- ③ 来場者と接する窓口(招待受付、当日券窓口)等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽してください。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ① 客席内ではマスク着用を必須とし、未着用の来場者に対しては配布や販売等や、 個別に注意等を行うことにより着用を徹底してください。
- ② 休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けてください。
- ③ 休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離に おける対面での会話や滞留を抑制するように促してください。
- ④ 休憩時間や退場時の客席からの移動に際しては券種やゾーンごとの時間差とし、 滞留を抑制してください。
- ⑤ 休憩時間のトイレ等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔(最低1m)を空けた整列を促してください。
- ⑥ 会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されますので控えてください。
- ⑦ 多人数での会食を含む催事(宴会・パーティー等)では当面の間ご利用いただけません。
- ⑧ 身体的接触を伴う活動を極力避けるよう努めてください。

(6) その他、物販等

- ① 現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決裁を推奨します。
- ② 物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用し、パーテーション等を設置してください。
- ③ 多くの者が触れるサンプル品・見本品は 取り扱わないでください。
- ④ オペラグラス等の貸し出し物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒 が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。
- ⑤ 購入者が密にならないよう待ち列では十分な間隔(最低1m)を空けた整列を促してください。

(7) 感染拡大への防止策

① 公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議してください。

- ② 公演主催者は、公演関係者及び来場者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間(概ね1カ月間)保持するよう努めてください。また、そうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ③ 個人情報保護の観点から、上記の名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- ④ 発生した感染者等(含む同居者等)の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意してください。

(8) 感染防止対策に係る物品の貸し出し

下記の物品を貸し出ししております。必要に応じてご利用ください。

ラブリーホール

品 名	数量	料金
非接触型体温計	8台	無料
感染防止シールド	46台	50円/区分

キックス

品 名	数量	料金
非接触型体温計	2台	無料
感染防止シールド	4台	50円/区分

(別表1) 利用内容等に基づく収容率

区分	備付固定座席を利用
イベントの性質	◆ 入退場や区域内の行動確保が可能(区域が限定)
	● 参加者の位置が固定(座席や立ち位置固定)
利用施設	【ラブリーホール】
	大ホール、小ホール、ギャラリー、会議室1・2、録音室
	【キックス】
	イベントホール
	大会議室、中会議室、会議室1・2、視聴覚室、食工房、創作工房
	特別会議室、集会室
想定されるイベント	【ソーシャルディスタンスに配慮した定員まで(原則50%以内)】
及び収容率等	● 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、
	公演、イベント等
	※異なるグループ(または個人)では座席を1席空けることとしつ
	つ、同一グループ(5人以内に限る)では座席等の間隔を設ける必
	要はない。すなわち収容率は50%を超える場合がありえる。
	【収容定員まで可能(100%以内)】
	● 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽
	コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演、式典、
	会議、研修会等
	【100%開催の具体的要件】
	次のいずれにも該当するもの。
	① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声
	での歓声・声援等を発し、または歌唱する等の実態がみられない
	もの(開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大
	声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないも
	の)。
	② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加
	者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
	③ 発声・演奏する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感
	染対策等が本ガイドライン及び、「劇場、音楽堂等における新型
	コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版(令和2年9月
	18日)」に基づいた対策が実施されるもの。

区分	移動利用(座席を自由に配置・座席を利用しない)		
イベントの性質	● 入退場や区域内の適切な行動確保が可能		
	● 参加者が自由に移動できる		
	● 名簿等で参加者の把握が可能		
利用施設	【ラブリーホール】		
	小ホール、ギャラリー、リハーサルルーム、レッスンルーム1・2、		
	和室大・小		
	【キックス】		
	イベントホール、多目的スタジオ、音楽スタジオ1・2、和室A・B		
想定されるイベント	【ソーシャルディスタンスに配慮した定員まで(原則50%以内)】		
及び収容率等	展示会、音楽等の練習、ダンス、軽スポーツ等(人数等を管理できるイ		
	ベント)		
	● 入場者が大声での歓声・声援等を発しまたは歌唱する恐れがあるも		
	のは当分の間、収容定員が設定されている場合は原則収容率50%		
	以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔(1 m)		
	を要することとする。		
	※別紙「ソーシャルディスタンスに配慮した参考座席配置図」参照		
	【収容定員まで可能(100%以内)】		
	● それ以外のものについては、本ガイドライン及び、「劇場、音楽堂等」		
	における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版(令		
	和2年9月18日)」に則った感染拡大対策を前提として、収容定員		
	が設定されている場合は100%以内、設定されていない場合は密		
	が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)		
	を空けることとする。		

【別表2】収容率に応じた各施設の利用定員 (ラブリーホール)

		収容率に応じた利用定員(人)	
施設名	座席数等	収容定員まで	ソーシャルディスタ
		(100%以内)	ンスに配慮した定員
大ホール	1,308 席	1, 308	664
小ホール	464 席	464	210
ギャラリー	180 m²	120	55
会議室1	30 席	30	16
会議室2	30 席	30	16
和室大	30 畳	36	13
和室小	12 畳	14	5
リハーサルルーム	135 m²	70	35
レッスンルーム1	30 m²	15	8
レッスンルーム2	25 m²	15	8
録音室	12 席	12	8

(キックス)

	座席数等	収容率に応じた利用定員(人)	
施設名		定員(100%以内)	ソーシャルディスタ
			ンスに配慮した定員
イベントホール	280 席	280	130
多目的スタジオ	129. 8 m²	50	30
食工房	30 席	30	15
創作工房	30 席	30	14
大会議室A	60 席	60	40
大会議室B	40 席	40	24
中会議室A	25 席	25	14
中会議室B	25 席	25	14
会議室1	30 席	30	16
会議室2	30 席	30	15
特別会議室	20 席	20	10
視聴覚室	45 席	45	24
和室A	15 畳	18	6
和室B	12 畳	14	5
集会室	40 席	40	20
音楽スタジオ1	32 m²	10	8
音楽スタジオ2	12. 3 m²	5	3

相談窓口

● 河内長野市民向けコールセンター (市立保健センター) 電話 072-55-0301

相談受付時間 9時から17時30分まで

● 大阪府民向け相談窓口 電話 06-6944-8197 ファックス 06-6944-7579

相談受付時間 9時から18時まで(土日・祝日も対応)

● 富田林保健所

電話 0721-23-2681 ファックス 0721-24-7940

受付時間 9時から17時45分(土日・祝日を除く)

休日受付 06-7166-9911 9時から17時45分

夜間受付 050-3531-5598

全国的な移動を伴うイベント又は参加者が 1,000 人を超えるようなイベントを開催する場合の大阪府相談先

- 大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ 受付電話 06-4397-3293
- 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版(令和2年9月18日)公益社団法人全国公立文化施設協会」

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf